



山形県交通安全シンボルマーク

令和8年度

秋の交通安全県民運動

実施要綱

実施期間 9月21日(月)～ 9月30日(水)

9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

交通安全「互いに守る 思いやり」県民運動

**秋の夕暮れ
ライトと反射材で守る命**

9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」

秋の全国交通安全運動

令和8年9月21日(月)～9月30日(水)

歩行者
歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

自動車
夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

自転車
自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビコン」

内閣府
ホームページ

運動の重点

- 1 〈歩行者〉 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 〈自動車〉 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 〈自転車〉 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

主唱 山形県交通安全対策協議会

第 1 目 的

日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発することから、県民一人ひとりに事故防止のための具体的な行動を周知・実践してもらうことにより交通事故防止を図る。

本運動の実施に当たっては、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努める。

第 2 運動の重点及び推進事項

運動の重点	推 進 事 項
1 〈歩行者〉 歩行者の安全確保と 反射材用品の着用促進	○ 横断歩道の利用、信号に従うなどの歩行者の交通ルール遵守の徹底と歩きスマホの危険性の周知 ○ 横断時、手や横断旗で横断する意思を表し、横断開始時と横断中の二度確認の励行 ○ 通学路における交通安全の呼び掛けや児童・生徒を見守る活動等の実践 ○ 横断歩道における歩行者優先義務等の運転者の交通ルール遵守の徹底 ○ 全ての年齢層を対象に、反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
2 〈自動車〉 夕暮れ時のライト点灯と 飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶	○ 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの積極的活用の促進 ○ 飲酒運転は絶対に「しない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」意識の徹底を醸成するための広報啓発の推進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進 ○ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用と正しいチャイルドシート使用の徹底 ○ 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進 ○ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性やドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進 ○ 高齢運転者への身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた参加・体験・実践型の安全教育及び広報啓発の推進 ○ 安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進 ○ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談ダイヤル（＃８０８０）の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進
3 〈自転車〉 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底	○ 「自転車安全利用五則」及び「自転車ルールブック」等を活用した自転車の基本的な通行方法や交通ルールの周知と遵守の徹底 ○ 信号の遵守や交差点での一時停止・並進・安全確認等のほか、飲酒運転、「ながらスマホ」、傘さし等の片手運転、夜間無灯火、イヤホン等を使用した運転の禁止等の基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底 ○ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及び被害軽減効果に関する理解の促進 ○ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と反射材用品等の取付けを促す取組の推進 ○ 自転車の定期的な点検整備と自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の運転者への交通安全教育の推進と、利用者に対するヘルメット着用の促進

第 3 各機関・団体の具体的重点推進事項

実施機関・団体	推 進 事 項
全機関・団体 (県・地区・市町村 交対協を含む。)	○ 「前をよく見て運転集中」「歩行者を守ろう」意識の周知徹底 ○ 「ながらスマホは絶対にしない」意識の徹底及び危険性についての周知徹底 ○ 「ハンドサイン」による横断時の意思表示と停止したドライバーに謝意を伝える「交通安全ありがとう運動」の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先義務の遵守による歩行者保護の周知徹底 ○ 通学路等を通行する車両の運転者に対する安全運転の広報啓発の促進 ○ 交通安全に係る広報活動の実施(チラシ、庁内放送、機関紙、有線放送、防災無線、広報車等) ○ 自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 自転車等利用者に対するヘルメット着用の推進 ○ 反射材用品の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室等開催による交通安全教育の推進 ○ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進 ○ 「飲酒運転をしない、させない、許さない条例」に基づく飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現に向けた取組 ○ 外国人運転者に対する交通安全教育 ○ 生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられること及び「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発
警 察	○ 飲酒運転、横断歩行者等妨害等違反、一時不停止違反等の悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りの強化 ○ 「交通安全ゆとり号」、「動画KYT」、「わた郎君」、「交通安全危険予測シミュレータ」を活用した参加・体験・実践型交通安全教室の推進 ○ 自転車等の利用者による交通違反に対する指導取締りの強化 ○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律の内容等に関する広報啓発

教 育 委 員 会 幼 稚 園 保 育 園 小・中・高等学校 P T A	○ 地域等との連携による登下校時の街頭指導、安全な横断や夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車の反射材用品着用の指導 ○ 自転車の安全利用と交通ルールの指導（交通事故防止のための基本的な交通ルールの遵守徹底、傘差し等の片手運転、夜間無灯火、スマートフォン・イヤホン等使用時の危険性周知、正しい駐輪の周知、ヘルメット着用の促進、幼児二人同乗用自転車乗用時のシートベルト着用の促進） ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催による交通安全教育の推進 ○ 自転車点検整備の推進と自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 後部座席を含めた全ての席のシートベルト着用の徹底とチャイルドシートの正しい着用・効果の啓発・指導 ○ 通学路の安全点検の実施による危険箇所の把握と対策の検討
道 路 管 理 者	○ 道路パトロールの強化 ○ 通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・整備
山 形 運 輸 支 局	○ 街頭車両検査等による不正改造車・整備不良車の排除、過積載運行防止の指導 ○ 自動車運送事業者等に対する運行管理の徹底、車両点検整備の促進指導
山 形 労 働 局	○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（①交通労働災害防止のための管理体制の確立等 ②適正な労働時間等の管理、走行管理等 ③教育の実施等 ④交通労働災害防止に対する意識の高揚等 ⑤荷主、元請による配慮等 ⑥健康管理）の周知徹底
交 通 安 全 協 会	○ 自転車安全利用五則の周知徹底、バイク・自転車利用のこどもと高齢者等に対する安全指導の強化 ○ 「反射材用品」の普及促進と街頭における直接貼付活動の推進 ○ 家庭、地域から飲酒運転を出さない広報・啓発の推進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシート着用の街頭指導
安 全 運 転 管 理 者 協 会	○ 飲酒運転・無免許運転撲滅のための教育・指導の徹底 ○ 安管ドライバー四つの確認行動の遵守 ○ 夕方早めのライト点灯とハイビームの積極活用
指 定 自 動 車 教 習 所 協 会	○ 教習生に対する「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを基調とする交通安全教育の徹底 ○ 高齢運転者等に対する教習所開放による参加・体験・実践型交通安全教育の推進 ○ 飲酒運転の危険性、悲しさについての啓発・指導 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果の啓発・指導
Ｊ Ｒ 東 日 本 踏 切 道 事 故 防 止 関 係 団 体	○ 踏切直前での一時停止と安全通行の指導・広報活動の推進 ○ 踏切設備の点検・整備の推進 ○ 踏切における緊急措置（非常ボタンの取扱い、踏切内に閉じ込められた時の脱出方法等）の周知徹底
ト ラ ッ ク 協 会 バ ス 協 会 ハ イ ヤ ー 協 会 自 家 用 自 動 車 協 会 自 動 車 販 売 店 協 会	○ プロドライバー等による横断歩行者保護規定を遵守した模範運転の実践 ○ 「みんなで声だし安全運転」、「目で確認！大きな声で安全確認！」の励行 ○ 職場から飲酒運転者を出さない呼び掛けの徹底 ○ 「早めヘッドライト点灯」運転、「歩行者・自転車注意減速」運転の励行 ○ 過労・過積載運転等防止のための適正な運行管理の徹底 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用推進（来店・乗客等に対する呼び掛け）
二 輪 車 普 及 安 全 協 会	○ 街頭での安全点検・指導 ○ 初心ライダー及びリターンライダーに対する安全運転の広報啓発
サ イ ク リ ン グ 協 会 自 転 車 軽 自 動 車 商 協 同 組 合	○ 自転車利用時の交通ルールの普及及び反射材用品等の活用促進 ○ 自転車点検整備の推進と保険の加入促進及びＴＳマーク普及促進（ＴＳマーク（赤）の補償内容－傷害補償：入院15日以上10万円、死亡・重度障害100万円、被害者見舞金：入院15日以上10万円、賠償責任補償：死亡・重度後遺障害1億円）
交 通 安 全 母 の 会	○ 事故に遭わない・起こさない家庭づくりの推進（愛の一声運動） ○ 高齢者世帯訪問等による事故防止活動の推進 ○ 直接貼付活動等による反射材用品着用の推進 ○ 家族から飲酒運転者を出さない呼び掛けの徹底
老 人 ク ラ ブ	○ 夕暮れ時・夜間における「明るい目立つ色の衣服」、「反射材用品」の着用促進運動の推進 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 ○ 会員から飲酒運転者を出さない呼び掛けの徹底 ○ 歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導の徹底 ○ 道路横断時の左右確認及び横断中の左右確認（二度確認）の励行
旅館、麺類飲食、 料理飲食、館 商社交、喫茶 各生活衛生同 業組合、小売 酒販組合連合 会 酒 造 組 合	○ 飲酒運転をするおそれのある者へ酒類提供をしない呼び掛けの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発 ○ 飲酒運転は見逃さない呼び掛けの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転防止の提案（ハンドルキーパー、公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設利用等）の促進

第4 活動強化の日

交通安全街頭指導強化の日：9月24日（木）・30日（水）

第5 実施機関・団体

[illegible][illegible]

= ご活用ください =

●反射材用品効用体験「反射視認暗室テント」の貸出し

反射材用品の効用を体験できる「反射視認暗室テント」の貸出しをしています。

●展示用自転車ヘルメットの貸出し

自転車ヘルメットの貸出しをしています。

お問合せ先 山形県交通安全対策協議会(山形県消費生活・地域安全課内) TEL 023-630-2196

●交通事故相談の窓口

県では、交通事故に遭ってお困りの方などを対象に、専門の相談員が次のとおり無料で相談に応じています。

〔相談所〕

名称・場所	受付時間
山形県交通事故相談所（山形県庁内） TEL 023-630-3047（直通）	月曜日 ～金曜日 9:00～16:00
山形県交通事故相談所支所（庄内総合支庁内） TEL 0235-66-5452（直通）	

●交通安全教室のご案内

県内各地に出向き、交通安全危険予測シミュレータを活用した参加・体験型の交通安全教室を開催しています。また、シミュレータを使用しない講座の対応も可能です。

■交通安全教育機器のご案内

警察では、「ゆとり号」、「動画KYT」等による安全運転指導や「わた郎君」、「危険予測シミュレータ」等による安全歩行アドバイスをしています。

お問合せ先 警察本部交通企画課 TEL 023-626-0110
最寄りの警察署

■安全運転相談

県警察では、運転に不安を感じているドライバーやその家族からの相談に対応しています。

安全運転相談ダイヤル「#8080」に電話してください。

◎高齢者ドライバーズ・クリニックの開催、自転車シミュレータなどの貸出し

高齢者が自身の身体機能をチェックできるクリニックを開催しています。

交通ルールやマナーを学べる自転車シミュレータ、各種交通安全教育向けのDVD及び酒酔い状態の危険性を体験する「酒酔い体験ゴーグル」などの貸出しをしています。

高齢者交通安全講習会、自転車や原付バイクの安全運転講習会、交通安全自転車大会を開催しています。

お問合せ先 一般財団法人山形県交通安全協会 TEL 023-655-5320